

## デジタル（情報）機器関連の政務活動費充当指針

政務活動費の支出にあたっては、条例、規則及び要綱に基づき適正に取り扱われることとし、狭山市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第4号。以下「条例」という。）別表に定める政務活動に要する経費に充てることができる。

デジタル（情報）機器関連における使途項目及び具体的な事例については、別表のとおりとする。

## 別表

項目	条例別表に定める使途	支出できる例	支出できない例
資料作成費	会派又は会派に所属しない議員の行う調査研究その他の活動のために必要な資料の作成に要する経費（政党の発行する機関紙に関するものは除く）	○資料作成用ソフトウェア購入費 ○記録メディア（CD、DVD、USB等）購入費	政党活動、後援会活動、選挙活動の資料作成に要する経費
事務費	会派又は会派に所属しない議員の行う調査研究その他の活動のために必要な消耗品費、通信費等	○デジタル（情報）機器の付属品（キーボード、スタイラスペン、端末保護カバー、保護フィルム、バッテリー（モバイルバッテリー含む）など）購入費 ※上記物品の購入費用の充当は、1議員につき任期ごとに各1回までとする。 ○その他政務活動に必要な機器購入費 ○デジタル（情報）機器修理費	議員の私的活動に使用する機器購入費

## 附則

この指針は、令和6年4月1日から適用する。